

船橋市保育所設置認可に関する審査基準

第1 趣旨

この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所にかかる同法第35条第4項の認可に際して必要な基準について、船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第70号。以下「条例」という。）および同施行規則（平成25年船橋市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、設置認可等の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

第2 設置者

保育所を設置し運営する者（以下「設置者」という。）が、社会福祉法人又は学校法人である場合は、別表1に掲げる要件を満たすこととし、社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置者となる場合は、別表2の要件を満たすこととする。

第3 保育所の設置位置等

1 必要性

保育所の設置については、その位置及び定員が船橋市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に適合し、必要性が認められるものであること。

2 位置

保育所を設置する位置は、通所施設として安全性、利便性があり、周辺住民への説明も十分になされていること。

3 定員

保育所の定員は、その位置する地域の就学前児童数、保育所入所待機児童数、事業計画における量の見込みから確保数を除いた需給バランス並びに既存の教育・保育施設及び地域型保育事業の配置状況を考慮して設定されていること。

また、条例、規則及び本審査基準に定める建物、設備及び職員配置に関する基準を遵守の上、施設運営上の目安として年齢別の定員が設定されていること。

第4 保育所に供する土地・建物および施設の設備・構造等

1 土地・建物の貸与

保育所の設置に直接必要な土地及び建物は、いずれも設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であるが、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けて保育所を設置する場合は、別表3に掲げる要件を満たすこと。

2 土地

保育所を設置する土地は、敷地外に出ることができる二方向の避難路が確保されていることなど、保育所としての安全性が担保されていること。

3 建物

保育所に供する建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関連法令に適合し、建築基準法第7条第5項の検査済証の交付を受けていること。

また、原則として、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること。ただし、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月26日国土交通省告示第184号）に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではない場合（ I_s 値が0.6以上又は上部構造評点が1.0以上であることをいう）は、この限りでない。

4 施設の構造、設備等

保育所の施設の構造、設備等は、建築基準法、消防法等関係法令に定めるところに従うほか、採光、換気等、入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例及び規則に定めるもののほか、別表4に定める要件を満たすこと。

第5 職員

1 施設長

保育所の長（以下「施設長」という。）は、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者で、次の(1)及び(2)のいずれかに該当すること。

また、社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置者となる場合は、別表2の3の要件を満たすこと。

- (1) 児童福祉事業等（児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設）に2年以上従事した者（年間240日以上、1日6時間以上の勤務をした者とする。）
- (2) 市長が上記(1)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者（公的機関等の実施する所長研修等を受講した者、社会福祉主事の資格を有する者）

2 保育士

条例第36条第2項に定める保育士の人数は、常勤の専任の保育士によって満たすことを基本とし、その算定方法は、年齢別にそれぞれ小数点以下第1位まで計算し（小数点以下第2位切捨て）、合算した値の小数点以下第1位を四捨五入して求めるものとする。

また、条例附則第7条及び第9条に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者については、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者で、別表5に掲げる要件を満たすこと
- (2) 家庭的保育者
- (3) 子育て支援員研修の地域保育コースのうち地域型保育に分類される研修を修了した者
- (4) 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

3 調理員

条例第36条第1項の規定により置く調理員のうち1名は、栄養士を配置するよう努めること。

4 嘱託医

条例第36条第1項の規定により置く嘱託医（保育所における嘱託歯科医の設置について（昭和58年4月21日児発第284号厚生省児童家庭局長通知）により、歯科医を含む。）との雇用契約は、書面にて行うこと。

第6 運営

1 保育内容

保育の内容及び運営等については、条例及び保育所保育指針に基づくこと。

2 保健衛生

保育所において調理又は調乳を担当する職員は、定期的な健康診断に加え、月に1回以上の検便を実施すること。また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定めるところに従い、雇入時の健康診断、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理若しくは調乳業務に従事させること。

3 調理業務の委託

調理業務の全部又は一部を委託する場合は、保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによること。

4 食事の外部搬入

条例第35条の規定により、満3歳以上の幼児に対する食事の提供を当該保育所外で調理し搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により行う場合は、保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付け児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるところによること。

5 保健衛生および食事の提供に関する指導等

保健衛生および食事の提供については、大規模食中毒対策等について（平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考とし、船橋市保健所等の指導に従い、適切に行うこと。

第7 分園の設置

保育所の設置が困難な地域の待機児童の解消を図るため保育所分園を設置するときは、本園と分園の一体的な運営の確保を前提として、「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を満たすこと。

第8 施設型給付費の額の算定に係る基準

保育所は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」と

いう。) 第27条第1項に規定する施設型給付費の支給に係る施設として市の確認を受けることから、職員の配置及び運営の内容については、第5及び第6に掲げる要件を満たすほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月内閣府告示第49号）において必要とされる要件を満たすこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この審査基準は、平成27年4月1日から施行する。
(保育所の設置認可等に関する事務取扱要領の廃止)
- 2 この審査基準の施行に伴い、船橋市民間保育所の設置等に関する事務取扱要領（平成15年4月1日保育第126号船橋市要領）は、廃止する。

附 則

この審査基準は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成28年12月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表1 社会福祉法人又は学校法人が設置者となる場合の要件

- 1 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。
- 2 国若しくは地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、別表3に掲げる要件（社会福祉法人が設置者となる場合は、1から4に限る。）をすべて満たすこと。

ただし、既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人以外の社会福祉法人については、建物の貸与を受けて保育所を設置することは認めない。
- 3 学校法人にあっては、認可を受けるにあたり、別表6に掲げる条件を遵守できること。

別表2 社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置者となる場合の要件

- 1 保育所を経営するために必要な経済的基礎として、次の要件を満たすこと。
 - ア 国若しくは地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、別表3に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - イ 当該保育所の年間事業費の1/2以上の相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。（別表3の5の資金とは別に有していること）
 - ウ 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該経営主体全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- 2 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- 3 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること（次のア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当することをいう。）。
 - ア 施設長が、保育所等（児童福祉施設、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業についての知識及び経験を有する者を含むこと。
 - イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。ウにおいて同じ。）及び施設長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
 - ウ 経営担当役員に、保育サービスの利用者及び施設長を含むこと。
- 4 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。
- 5 認可を受けるにあたり、別表6に掲げる条件を遵守できること。

別表3 国若しくは地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件

1 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると市長が判断する場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。

なお、貸与を受ける土地又は建物については、抵当権等の制限物権が付されていないことが望ましいこと。

(1) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

2 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

3 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

4 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

5 上記3とは別に当面の支払いに充てるための次の(1)と(2)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

(1) 1年間の賃借料相当額（公的補助による継続的な賃借料補助を控除した自己負担分相当額とする。以下同じ。）

(2) 1,000万円（1年間の賃借料相当額が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）

6 上記5の(2)の額については、次の(1)から(3)の事項等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が可能と市長が認める場合には、500万円（1年間の賃借料相当額が500万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）とする。

(1) 地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ

(2) 当該主体の総合的な財政力の高さ

(3) これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ

別表4 保育所の構造、設備等の基準

区 分	要 件
1 乳児室又はほふく室	(1) 同一の室を区画して乳児室及びほふく室を設ける場合には、乳児の安全に配慮すること。 (2) 条例第34条で定める必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。 (3) 固定式・大型の家具については床面積から控除すること。
2 調乳室又は調乳設備	乳児用の設備として、調乳の設備を調理室とは別に設けること。独立の室が望ましいが、乳児室又はほふく室内部を区画する等でも可とする。
3 沐浴室又は沐浴設備	乳児用の設備として、沐浴の設備を設けること。2歳未満児用の便所、乳児室又はほふく室内部を区画する等でも可とする。
4 洗濯室	独立の室である必要はないが、専用のスペースが確保されていることが望ましい。
5 乳児用便所 (2歳未満児用の便所)	(1) 2歳未満児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えること。 (2) 便器の数の目安は、1歳以上児20人につき、おおむね1個以上とする。 (3) 汚物処理設備を設けること。
6 幼児用便所 (2歳以上児用の便所)	(1) 2歳以上児が使用可能な便器及び手洗い場を備えること。 (2) 便器の数の目安は、2歳以上児10人につき、おおむね1個とする。 (3) 3歳以上児用の便器の間には仕切りを設けること。
7 保育室・遊戯室	(1) 遊戯室は独立して設置すること。 ただし、可動式間仕切り等で区画した複数の保育室を一体利用することにより遊戯室の役割を果たす場合は、保育室との兼用も可とする。 (2) 原則として、保育室に幼児の手洗い設備を設けること。 (3) 条例第34条で定める必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。 (4) 固定式・大型の家具については床面積から控除すること。
8 医務室	静養できる機能を有し、医薬品等を常備すること。カーテン等で区画できれば、事務室等との兼用でも可とする。
9 事務室(職員室)	保育所に備え置くべき帳簿の保管及び職員の執務

	のため、事務室（職員室）を設置すること。
1 0 職員用・調理員用休憩室	保育士及び調理員が休憩時間に休息できるための休憩室を設けること。原則として調理員用は別に設置すること。
1 1 職員・調理員用便所	職員専用の便所を設置すること。場所は乳児用又は幼児用の便所内でも可とするが、大人用の便器を設置すること。ただし、調理員用便所は、原則として別に設置することとし、ドアノブからの汚染を防止する観点から、便所内に手洗い設備を設置するよう努めるとともに、調理員の動線が他の職員や児童の動線と重複しないよう、配置について考慮すること。
1 2 調理室	定員分の給食を供給するために十分な広さを確保するとともに、複数のシンクを設置するなど、必要な調理設備を設けること。 また、調理室内の出入口付近に調理業務に使用するシンクとは別に手洗い設備を設置すること。
1 3 調理作業場前室	調理員が便所から直接に調理作業場（調理室、食品保管庫、下処理室及び検収室）に入ることがないように、壁で区画された室を設け、手洗い設備を設けること。 ただし、調理員用休憩室等がその役割を果たせるときは、独立して設ける必要はない。
1 4 保存食保管庫	保存食をマイナス20度以下で2週間以上保存できる設備を設置すること。
1 5 食品保管庫	食料の備蓄及び原材料の保管を行うためのものであり、湿気や高温を防ぐ構造とし、原材料の汚染を非汚染作業区域（調理室）に持ち込まない場所に設けること。
1 6 下処理室	原材料の納入に際して下処理が必要な場合は、原材料の汚染を非汚染作業区域（調理室）に持ち込まないようにするため設置すること。 ただし、境界にテープを張る、床の色を変える等により明確に区分が可能な場合には、非汚染作業区域（調理室）内の一部を区画して設けても可とする。 なお、下処理室を非汚染作業区域（調理室）から独立した室として設ける場合は、下処理用のシンクとは別に手洗い設備を設けること。
1 7 食材の搬入口及び検収場所	食材の搬入口は、原則として専用の出入口を設けることとし、検収場所は調理作業場内かつ非汚染作業区域（調理室）外に設置すること。
1 8 倉庫又は資料室	保育所の運営に必要な用具及び資料を適正に保管するためのスペースを確保すること。
1 9 収納スペース	収納スペースが不十分だと安全面及び衛生面において悪影響が出ること並びに収納家具を置くと保育

	<p>室の有効面積が減少してしまうことから、午睡用布団、遊具、保育用備品等の収納スペースを確保すること。</p>
<p>2 0 階段（常用・避難用）</p>	<p>踏面、蹴上、手すり、踊場等が避難の際に乳幼児の安全を確保し得るよう設けること。</p> <p>(1)踏面 30cm以上（ただし、園児の安全上特に必要と認める場合には、26cm以上とする。）</p> <p>(2)蹴上 16cm以下</p> <p>(3)手すり 大人用と子供用の2本設けること</p> <p>(4)踊場 回り段を設けないこと</p>
<p>2 1 屋外遊戯場</p>	<p>(1) 保育所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場として使用しようとする場合については、次の点に留意すること。</p> <p>ア 屋外遊戯場に代わるべき公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度（幼児の歩行速度で徒歩10分程度の距離）で、移動に当たって安全が確保されていれば、必ずしも保育所と隣接する必要はないものとする。</p> <p>イ 当該公園、広場、寺社境内等については、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。</p> <p>ウ 当該公園、広場、寺社境内等に原則トイレが設置されていること。</p> <p>(2) 屋上を屋外遊戯場として使用しようとする場合については、次の点に配慮すること。</p> <p>ア 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</p> <p>イ 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。</p> <p>ウ 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。</p> <p>エ 屋上から、地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。</p> <p>オ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。</p> <p>カ 油その他引火性の強いものを置かないこと。</p>

	<p>キ 屋上の周囲には金網等を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳児又は幼児の転落防止に適したものとすること。</p> <p>ク 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。</p> <p>ケ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。(参考 児童福祉施設最低基準の一部改正について(平成14年12月25日雇用均等・児童家庭局長通知))</p>
2.2 送迎者用駐車場及び駐輪場	送迎者用駐車場及び駐輪場については、設置位置及び定員に応じた必要な数を設置するよう努めること。

別表5 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者の要件

次の各号に掲げる施設において、常勤で1年以上従事した者又は非常勤で、1日6時間、月20日以上に従事に相当する勤務経験（通算1440時間以上の勤務をいう。）を有する者とする。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 幼稚園
- (4) 小規模保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 船橋市認証保育所
- (7) 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。）

別表6 社会福祉法人以外の者に対する設置認可の際の条件

- (1) 条例の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、速やかに応じること。
- (2) 船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第32号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- (4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。
なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載したもの）、及び別紙2の借入金明細書、及び別紙3の基本財産その他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- (5) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表
 - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - ウ 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書
ただし、学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における別紙1の積立金・積立資産明細書
また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載したもの）、別紙2の借入金明細書、別紙3の基本財産その他の固定資産（有形固定資産）の明細書